

事務所便り

2021年9月号
2021年9月21日

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

朝の冷氣から、もう季節が変わったのだな、という感じがします。
冷房から暖房に切り替える日も近そうです。
皆様、季節の変わり目にご注意ください。

今日この頃

税理士 鎌田 ふくみ

「東京ディストピア日記」(桜庭一樹著)
タイトルにひかれて、読んでみました。
コロナ下の2020年の日常を日記風に綴っています。
1年前には、ワクチン接種も始まっていなかったことや、東京の感染者が3桁に増えて驚いている様子など、今更ながら、そうそうそんな感じだった、と思い起こしています。

去年の今頃は、Go to travel だとか、Go to eat が盛んな時期でした。
Go to travel は、なんだかわけがわからないくらいの高率な割引だったような記憶があります。

これで息をついたという事業者さんもあることは理解しつつも、感染の拡大にも寄与してしまうのかもしれないと、わたしもですが、眉をひそめる向きも多かったと思います。
たった一年前のことなのに、忘れていることが多いのに驚きます。

オリンピックのころから、テレビニュースで、都道府県別の新規感染者数の数値を目にするたびに、東京・神奈川・千葉・埼玉あたりの人数を合計してみる癖ができました。
ひところは1万人越えだったと思います。
今月に入ってから激減傾向にあるようで、昨日は1,000人未満でした。
そして今日21日は速報ベースですが、東京都253人、と聞きました。
なんとなく、本当だろうかという感じで新規感染者の下降状況を眺めていたのですが、第5波は終息しつつあるのかもしれませんが。

疑わしい気分、落ち着かない感じ、一日中マスクのうっとうしさ、等々がかれこれ1年半も続いています。

真夏にマスクでは季節感も薄まるなあ、と思っているうちに夏も過ぎました。
早くコロナを退治して、どこかに行きたい今日この頃です。

今日は中秋の名月、別名十五夜だそうです。
お天気に恵まれて、満月になりました。
皆様も、ご覧になられたでしょうか。

函館市事業者特別支援金について

スタッフ&オペレーター 敦澤 護

函館市は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令等により、市内の幅広い業種の事業者が外出自粛や往来自粛による大きな影響を受けていることから、市独自の支援金を給付することを発表しました。

対象となる事業者の要件は、下記の通り公表されていますので、ご参照ください。

【対象要件】

函館市内において次に該当する事業者（約 5,000 事業者）

- ① 飲食料品製造業・飲食料品卸売業（約 280 事業者）
- ② 小売業（約 1,700 事業者）
…飲食料品、機械器具、織物・衣服など
- ③ 飲食サービス業（約 1,500 事業者）
- ④ 宿泊業（約 200 事業者）
- ⑤ 道路旅客運送業（約 120 事業者）
…バス、タクシー、介護タクシー
- ⑥ 生活関連サービス業等（約 1,200 事業者）
…洗濯、公衆浴場、理容・美容、冠婚葬祭、運転代行、旅行代理店、レンタカー、娯楽、貸衣装、司会、印刷、整体、鍼灸、ビル清掃、学習塾など

※ただし、令和 3 年 8 月 27 日からの北海道における緊急事態措置の対象となった施設については、協力要請に応じた場合に限る。

例 飲食店への時短営業要請や、酒類提供の制限要請等

- この支援金は国や道の支援金とは違い、売上減少による制限等はありません。
- 給付額は 1 事業者あたり、法人 20 万円、個人 10 万円です。
- 申請期間は 2021 年 10 月 1 日から 2021 年 12 月 28 日までです。
- 制度の詳細については、9 月 27 日に函館市ホームページへの掲載や、市役所および各支所に「募集要項」を設置することが予定されています。
- 該当が予想される事業者の皆様は、函館市ホームページ等をご確認の上、当支援金への応募をご検討ください。

営業時間等のお知らせ

例月通り、土・日・祝日はお休みです。

カレンダー通り、9 月 23-26 日は 24 日の営業日を挟み、飛び石連休です。10 月 11 日は通常通り営業しております。よろしくご願ひ致します。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。